

気象警報発令時の対応について

姫路市に気象警報が発令されたときは下記の事項によく気をつけて、各家庭で対応してください。

記

1 気象警報が発令された時

対象地域	警報の内容	警報の発令時刻	対 応
姫路市	暴風 大雨 洪水 大雪 暴風雪 上記の 何れか	・ <u>午前7時現在</u> に警報が発令されている場合	・ 臨時休業とします。 (解除後も登校しません)
		・ <u>午前7時から始業時まで</u> に警報が発令された場合	
		・ <u>始業時以降</u> に警報が発令された時	・ すでに登校しているので学校長の判断により、 安全確保のために適切な措置 をとります。

2 お願い

- ① 警報が出そうな日のテレビ・ラジオの気象情報には注意し、聞きのがさないでください。特に 警報と注意報とを間違えないように気をつけてください。
- ② 警報発令を知らずに登校している児童を見かけたら、帰宅するよう声かけをお願いします。
- ③ 関係各所への緊急電話連絡に支障をきたしますので、学校への電話による問い合わせはご遠慮ください。
- ④ 警報発令時及び他の理由で臨時休業または自宅待機になる場合には、緊急メール、ホームページでお知らせします。また、町内放送の有無や町内での連絡方法については各町ごとの対応になります。それぞれの町でご確認ください。

3 放課後児童クラブ利用について

学校始業前に気象警報が発令され、学校が臨時休業となる場合	放課後児童クラブは休園です。以降、警報が解除されても開園しませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。
学校始業後～終業時までに気象警報が発令され、児童を一斉に下校させる場合	放課後児童クラブは休園です。すみやかに学校にお迎えに来てくださいますようお願いいたします。小学校から緊急メールで配信されます。